## 砥部町文化会館友の会会則

(名称)

第1条 本会は「砥部町文化会館友の会」(以下「友の会」と呼ぶ)と称する。

(目的)

第2条 友の会は、砥部町文化会館の事業運営に協力・支援し、また友の会自らも文化事業の企画・運営を行い、砥部町文化会館の有効な利用を図り、砥部町を中心とする地域文化の振興に努めることを目的とする。

(所在地)

第3条 友の会の事務局は砥部町文化会館内に置く。

(事業)

- 第4条 友の会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 砥部町文化会館の事業運営の支援
- (2) 友の会事業の企画立案・主催
- (3) 友の会の目的に賛同する者の文化的組織づくり
- (4) 会員どうしの情報の交換及び提供
- (5) 関係機関・団体との連携
- (6) その他、前項目的にかなう活動

(組織)

- 第5条 友の会はその活動目的に賛同する個人会員・賛助会員をもって組織する
- 第6条 友の会に次の運営委員・役員・事務局員を置く
- (1) 運営委員

砥部町文化会館館長を含む 20 名程度

- (2) 役員
  - 1) 会長(1名)
  - 2) 副会長(2名)
  - 3) 会計監査(2名)
  - 4) 事務局長(1名 砥部町文化会館館長が担当)
  - ※ 顧問を若干名設ける
  - ※ 役員の任期は1年とするが再任は妨げない。
  - ※ 欠員補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 2 事務局は砥部町文化会館職員で構成し、事務局員とする。

(運営委員及び役員の選任)

- 第7条 運営委員は、砥部町文化会館の推薦により選任する。
  - 2 役員は、運営委員の互選により選任する。

(運営委員及び役員の任務)

- 第8条 運営委員及び役員の任務は次の通りとする。
- (1) 運営委員は友の会事業の推進及び役員の選任を行う。
- (2) 会長は友の会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は会長の補佐をし、会長に事故あるときには会長を代理する。

- (4) 会計監査は会計を監査し、総会にて報告する。
- (5) 顧問は友の会活動への助言・指導を行う。

(事務局の任務)

第9条 事務局は友の会会員相互の連絡調整・案内等の事務処理を行う。

(会議)

- 第10条 総会は、年2回を原則とし、必要に応じて臨時総会を行う。
  - 2 運営委員会は、年4回程度を原則とし、事業計画や運営に関する決議を行う。
  - 3 会議は会長が召集する。
  - 4 会議の議長は会長が務める。ただし、会長が必要と認めたときには副会長・運営委員に委任することができる。

(決議)

第11条 決議は、出席者の過半数の賛成を持って成立する。ただし、委任状を含む。 (会議付議事項)

- 第12条 総会及び運営委員会に付議すべき事項は、次の通りとする。
- (1) 会則の制定・改正
- (2) 事業の年度計画
- (3) 運営に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) その他の事項

(会費)

- 第13条 友の会の会費は次の通りとする。
- (1) 個人会員 年額 一口 1,000円
- (2) 賛助会員 年額 一口 5,000円(賛助会員は法人・団体を対象とする)

(経費)

- 第14条 友の会の運営に関する経費は、次の収入で賄う。
- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第15条 友の会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

※ ただし、会費は平成 20 年度より発生するものとし、19 年度内は徴収しない。 (入会及び退会)

- 第16条 友の会に入会するときには、所定の入会申込書にその年度の会費を添えて届け出るものとする。
  - 2 友の会を退会しようとするものは、所定の退会届出書により届け出るものとする。 ただし、その年度の納付済み会費は返却しない。

付則

この会則は、平成19年12月23日から施行する。